

2011年12月15日

お客様 各位

愛知県一宮市北方町沼田1
オリザ油化株式会社
法務課
TEL:0586-86-5141
FAX:0586-86-6191
E-mail:info@oryza.co.jp

製品表示変更のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社製品の中で、賦形剤として炭酸カルシウム、シクロデキストリン、トレハロース及びアルコール等の食品添加物を多く（例えば50%以上）使用している植物エキス製品は、現在まで、弊社所轄の保健所のご指導により製品規格書及びラベルに「食品添加物製剤」の表記をして取り扱ってまいりました。

つまり、食品添加物としての目的ではなく、食品目的の植物エキス製剤であったとしても「食品添加物製剤」としての表示が必要というご指導でした。

しかし最近、弊社のお客様である食品製造業者様から、植物エキス（食品）が使用目的であって賦形剤（食品添加物）を使用目的としているのではないから、食品としてのラベル表示が適切ではないのか。又、食品を添加物で加工した加工食品であり、食品扱いが妥当ではないのか等のご意見を頂きました。

弊社といたしましても、当然、植物エキス（食品）を食品原料として販売する目的であり、賦形剤を販売目的としていないことから、その旨を再度所轄の保健所に説明し、食品扱いに改めることを相談させて頂きましたところ、保健所から、県庁の最終的な確認も得られ「食品」扱いで良いとの回答を得ました。

従いまして、はなはだ勝手ではございますが、従来、食品添加物製剤として販売しておりました下記の製品は、2012年1月5日出荷分から「食品」として販売させていただきますので、何卒、ご理解頂けます様、宜しくお願い申し上げます。

これに伴い、弊社からお客様に提出させて頂いております製品規格書及び、製品ラベル上の「食品添加物製剤」の表記が無くなり、製品ラベルの「成分及び重量パーセント」が「原材料名」に、又「保存基準」が「保存方法」になる等、表示変更がありますが、お客様の製品における原材料表示は、従来通りで変更は全く必要ございません。

尚、今後、お客様書式の納入原料調査表の修正が必要になりますので、お客様からご要望頂きましたものから順次対応させていただきますが、全ての対応にはかなりの時間を要

するものと思われまますので、何卒ご了解、ご猶予頂けます様、宜しくお願い申し上げます。

さらに、表示等についてご質問等ございましたら、何なりとお気軽にお問い合わせ頂けましたら幸甚です。

今後とも、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

	食品添加物製剤名	製品名	2012年1月5日より
①	炭酸カルシウム製剤	オリザセラミド-PT	食品
②	炭酸カルシウム製剤	オリザセラミド-P8T	食品
③	シクロデキストリン製剤	オリザセラミド-PCD	食品
④	シクロデキストリン製剤	オリザセラミド-P20CD	食品
⑤	シクロデキストリン製剤	オリザセラミド-WSP	食品
⑥	シクロデキストリン製剤	オリザセラミド-WSP8	食品
⑦	シクロデキストリン製剤	オリザトコリエノール-P15CD	食品
⑧	シクロデキストリン製剤	オリザトコリエノール-P27CD	食品
⑨	シクロデキストリン製剤	α -リポ酸-WSP8	食品
⑩	シクロデキストリン製剤	赤ショウガエキス-P	食品
⑪	シクロデキストリン製剤	赤ショウガエキス-WSP	食品
⑫	シクロデキストリン製剤	温州みかんエキス-P	食品
⑬	シクロデキストリン製剤	赤米エキス-WSP	食品
⑭	シクロデキストリン製剤	レスベラトロール-WSP0.5	食品
⑮	シクロデキストリン製剤	フコキサンチン-P1	食品
⑯	シクロデキストリン製剤	フコキサンチン-WSP0.1	食品
⑰	トレハロース製剤	シソの実エキス-PO	食品
⑱	アルコール製剤	シソの実エキス-L	食品
⑲	アルコール製剤	シソの実エキス-LO	食品

注1) ①及び②は、炭酸カルシウムを使用していますので、最終製品への配合量が3.8%以下(Caとして1%以下)となるようにご使用ください。

注2) 最終製品での原材料表示は、食品添加物以外の原材料と食品添加物とに区分して、それぞれ重量の多いものから順に表示して下さい。

以上